

二 第一、第三、日曜以外ノ臨時休業ハ本給ヲ支給セラレタシ

三 年二回ノ定期昇給ヲセラレタシ
但シ一回ノ昇給額金七銭以上トス

四 現在ノ半期皆勤賞與ニ三日間迄シノ休業ヲ認めラレタシ

但シ自己及親族ノ病氣婚禮葬儀其他ノ自己ノ地方長官ノ命令ヲ以テ定メラレタルトキ

五 公傷ノ場合ハ本給ヲ支給セラレタシ

六 作業上必要ノ手袋指サック、マスク、其ノ他ノ必要ニ應シテ支給セラレタシ

七 材料ノ関係ニテ仕上リ数ニ変動ノアル場合ニハ仕上リ数ニ依リテ賃銀ヲ計算セス 規定請員数ノ賃銀ヲ支給セラレタシ

但シ製煉班ノミ

八 作業上ノ都合ニ依リ常備ノ場合ハ常備額ノ五割ヲ増額セラレタシ

九 衛生設備ヲ完全ニ實施セラレタシ
大正十五年四月三十日

、 歎 願 者 一 同

石炭電氣株式會社 殿